

花巻市街路灯LED化リース事業に係る
仕様書

令和3年5月

花巻市 市民生活部

市民生活総合相談センター

1 事業の目的

花巻市（以下「本市」という。）に設置している街路灯をLED照明灯具に交換することで省エネルギー化を図り、地球温暖化に係る温室効果ガスの削減、電気料の削減及び修理並びに交換回数の削減により、人的・財政負担の軽減等を図ることを目的とする。

2 事業概要

(1) 事業名称

花巻市街路灯LED化リース事業（以下「本事業」という。）

(2) 契約方法及び契約年数

- ① リース方式によるLED化設置工事及び付帯サービス（維持管理サービス）
契約年数 契約締結日から令和14年2月29日
- ② LED照明機器等の納入期限
契約締結日から令和4年2月28日
- ③ LED照明機器等リース期間（期間中の維持管理・修繕等を含む。）
令和4年3月1日から令和14年2月29日（10年間）

3 支払方法

リース料の支払いは月額後払いとし、本市は事業者から適法な請求書を受理した日から30日以内にリース料を支払うものとする。

4 付帯する業務

- (1) 街路灯の現況調査を踏まえた灯具設置事業計画等の策定
- (2) 灯具及び設置に必要な付属品一式の設置
- (3) 街路灯管理台帳システムへの更新データ等の納品
- (4) 取り付けた灯具及び設置に必要な付属品一式の不具合への対応
- (5) 電力会社への電気使用申込書作成及び契約変更・新規等申請手続き等

5 リース物件

LED照明灯具、配線、電源装置、自動点滅器、アダプター等関連機器、管理プレート、取付金具等（以下「機器等」という。）、データ各種
※既設LED灯、本市が新規設置したもの及び他部署等から移管又は寄附を受けたLED灯の所有権は本市とする。

6 履行場所

本市内全域

7 動産総合保険

事業者はリース物件に対してリース期間中、動産総合保険に加入する。また、事業者は本契約締結後、保険加入していることを証明する書類を速やかに本市へ提出すること。

8 リース期間終了後の対応

本業務において調達した機器等は、リース期間終了後、本市に無償譲渡されるものとする。

9 公租公課

本件に係る固定資産税は不要とする。

10 事業対象灯数

以下は既設街路灯の灯数（事業対象灯数）であり、リース灯数は現況調査等の結果による。なお、調達する機器等については現在設置されている灯具と同等以上の性能を有する機器等とし、別紙機器仕様書に定める仕様を満たすものとする。

(1) 既設照明器具別の事業対象灯数は下記のとおりとする。

総数 リース対象灯数：約3,575灯

分類	灯具分類	LED交換規格	器具形式等	箇所数	灯数
1	防犯灯	LED10VA(防犯灯)	ランクSS以上	1,486	1,487
1	防犯灯	LED20VA(防犯灯)	ランクL以上	62	62
1	防犯灯	LED40VA(防犯灯)	ランクLL以上	506	506
1	防犯灯	LED済み(10VA相当)		379	379
1	防犯灯	LED済み(20VA相当)		229	229
1	防犯灯	LED済み(40VA相当)		5	8
2	道路灯	LED HF100形(道路)	KHE015(-J)相当品	61	61
2	道路灯	LED HF200形(道路)	KCE050-2(-J)相当品	38	38
2	道路灯	LED HF200形(道路)	歩道:KCE050-2(-J)相当品	1	1
2	道路灯	LED HF250形(道路)	KCE050-2(-J)相当品	68	68
2	道路灯	LED HF250形(道路)	歩道:KCE050-2(-J)相当品	6	6
2	道路灯	LED HF300形(道路)	KCE070-2(-J)相当品	81	84
2	道路灯	LED HF300形(道路)	車道:KCE070-2(-J)相当品	-	1
2	道路灯	LED HF400形(道路)	KCE100-2(-J)相当品	175	180
2	道路灯	LED HF400形(道路)	車道:KCE100-2(-J)相当品	-	6
2	道路灯	LED済み(50VA相当)		12	12
2	道路灯	LED済み(60VA相当)		6	6
2	道路灯	LED済み(70VA相当)		1	1
2	道路灯	LED済み(80VA相当)		5	5
2	道路灯	LED済み(90VA相当)		13	13
2	道路灯	LED済み(100VA相当)		14	14
2	道路灯	LED済み(160VA相当)		4	4
2	道路灯	LED済み(170VA相当)		2	2
3	道路灯デザイン	デザイン灯_HF400W形		8	8
3	道路灯デザイン	デザイン灯_HF200W形		1	1
3	道路灯デザイン	LED済み(64VA相当)		0	5
5	デザイン灯	デザイン灯_HF100W形		41	47
5	デザイン灯	デザイン灯_HF400W形		8	8
5	デザイン灯	デザイン灯_HF100W形		4	5
5	デザイン灯	デザイン灯_HF200W形		9	10
5	デザイン灯	デザイン灯_HF100W形		4	4
5	デザイン灯	デザイン灯_HF300W形		1	1
5	デザイン灯	デザイン灯_HF80W形		2	3
5	デザイン灯	デザイン灯_HF100W形		1	2
5	デザイン灯	デザイン灯_HF80W形		104	106
5	デザイン灯	デザイン灯_HF200W形		4	4
5	デザイン灯	デザイン灯_HF250W形		13	14
5	デザイン灯	デザイン灯_HF400W形		1	1
5	デザイン灯	デザイン灯_HF80W形		8	8
5	デザイン灯	デザイン灯_HF200W形		1	1
5	デザイン灯	デザイン灯_HF400W形		1	1
5	デザイン灯	デザイン灯_HF40W形		3	3
5	デザイン灯	デザイン灯_HF300W形+HF100形		1	1
5	デザイン灯	デザイン灯_HF300W形+HF100形		0	1
5	デザイン灯	LED済み(100W相当)		2	4
5	デザイン灯	デザイン灯_HF400W形		3	3
5	デザイン灯	デザイン灯_HF250W形		1	1
5	デザイン灯	デザイン灯_FL20W形		1	1
4	地下道照明	地下道灯_FL20W形	地下道灯_FL20W形	32	35
4	地下道照明	地下道灯_FL32W2灯タイプ	地下道灯_FL32W2灯タイプ	1	3
4	地下道照明	地下道灯_FL40W形	地下道灯_FL40W形	8	9
4	地下道照明	地下道灯_FL50W形	地下道灯_FL50W形	1	3
4	地下道照明	トンネル照明_INV蛍65Wタイプ	トンネル照明_INV蛍65Wタイプ	1	2
4	地下道照明	トンネル照明_車)40W形	トンネル照明_車)40W形	4	4
4	地下道照明	トンネル照明_車)48W形	トンネル照明_車)48W形	1	3
小計1		LED交換対象		2,752	2,793
小計2		LED済み		672	682
小計3		新規設置(想定数量)		100	100
総計				3,524	3,575

デザイン照明内訳

デザイン灯分類	デザイン灯交換規格	箇所数	灯数
A4	デザイン灯_HF400W形	6	6
A6	デザイン灯_HF400W形	2	2
A8	デザイン灯_HF200W形	1	1
F	デザイン灯_HF100W形	1	1
G	デザイン灯_HF100W形	6	6
H	デザイン灯_HF400W形	8	8
J	デザイン灯_HF100W形	2	2
K2	デザイン灯_HF200W形	6	6
K4	デザイン灯_HF100W形	4	4
K6	デザイン灯_HF300W形	1	1
K9a	デザイン灯_HF80W形	2	3
K9d	デザイン灯_HF100W形	1	2
L6	デザイン灯_HF80W形	87	87
L7	デザイン灯_HF80W形	3	3
N2	デザイン灯_HF100W形	1	2
O	デザイン灯_HF200W形	1	1
O3	デザイン灯_HF250W形	1	1
O4	デザイン灯_HF400W形	1	1
P	デザイン灯_HF100W形	1	2
Q	デザイン灯_HF80W形	8	8
Q	デザイン灯_HF200W形	1	1
Q	デザイン灯_HF400W形	1	1
Q2	デザイン灯_HF40W形	2	2
Q2	デザイン灯_HF100W形	1	1
Q8b	デザイン灯_HF250W形	3	3
Q8d	デザイン灯_HF200W形	1	1
Q8e	デザイン灯_HF40W形	1	1
R4	デザイン灯_HF300W形+HF100形	1	1
R4	デザイン灯_HF250W形	2	3
R4	デザイン灯_HF300W形+HF100形	0	1
S3	デザイン灯_HF100W形	5	10
S4	デザイン灯_HF80W形	2	4
S4	デザイン灯_HF200W形	3	3
S5	デザイン灯_HF200W形	1	2
S7	デザイン灯_HF80W形	8	8
S9	デザイン灯_HF200W形	1	1
S9	デザイン灯_HF400W形	3	3
S9	デザイン灯_HF250W形	1	1
V	デザイン灯_HF100W形	1	1
Y	デザイン灯_HF100W形	26	26
Y2	デザイン灯_HF100W形	1	1
Z	デザイン灯_HF250W形	7	7
橋梁親柱C	デザイン灯_HF80W形	4	4
灯籠タイプ	デザイン灯_FL20W形	1	1
総計		220	234

※灯数は令和3年4月22日現在の把握している数値である。

※新規設置灯数は、10年間で街路灯100灯を想定している。ただし、この新規設置灯数は、本事業にて新規設置工事を行うものではなく、本市が新規設置したものと及び他部署等から移管又は寄附を受けたLED灯を指すものであり、維持管理等の対象とする。

※街路灯の確認業務やLED設置業務の際に総数・仕様等の変更が必要とされる場合は、事前に本市と協議を行うこと。

1.1 業務内容

事業者は、既設灯具の実際の設置状況を踏まえ、自ら行った提案を基に、リース方式によるLED化設置工事及び付帯サービス（維持管理サービス）について、本市と合意した内容でリース契約を締結し、LED照明機器等を、善良なる注意義務をもって、自らの費用負担により以下の業務を行うものとする。

(1) LED照明機器等のリース

- 1) LED照明機器等は本仕様書及び機器仕様書記載の内容を満たすものとする。なお、機器のメーカー保証は10年間以上であること。
- 2) 設置に必要な付属品についても本業務に含む。
- 3) 自動点滅器の交換についても本業務に含む。
- 4) 管理番号等を記載した管理プレートの設置を本業務に含む。
- 5) 市民生活への影響を回避するため、既設の街路灯に遮光処理が行われている箇所については、同様に遮光板等の設置または貼付を本業務に含む。ただし、現場の状況により不要と思われる場合は、本市と協議の上、決定すること。
- 6) 事業者は、機器の設置が全て完了したときは、遅滞なく完成図書、履行の完了を証明する図書を本市に提出すること。

(2) 付帯する業務

1) 街路灯の現況調査を踏まえた灯具設置事業計画等の策定

- ① 令和2年度に行った花巻市街路灯調査事業のデータをもとに、本事業の灯具設置事業計画を策定する。
- ② 機器等の設置に当たり、既設の柱やアームについて損傷等を確認した場合は、本市と協議を行い、対応を決定する。
- ③ 現況調査事業のデータをもとに、デザイン照明設置の際に必要なアダプターやアタッチメントの調査を行う。

2) 電力会社に申し込む電気使用申込書作成及び契約変更・新規等申請

- ① LED化に伴う契約変更、新規等の申請を行う。
※変更スケジュール等詳細については、本市と別途協議を行うものとする。
- ② 東北電力等の手続きは全て代行し、設置後、速やかに電力会社に申請する。

3) 街路灯管理システムへの更新データ等の作成

- ① 本事業に係る街路灯管理システムのデータ等の更新を行う。

- ア 位置情報（管理番号、設置場所、設置年、引込柱番号等）
- イ 設備概要（既設及びLED化後の灯具仕様、灯具W数、支柱形式 等）
- ウ 電力契約情報（契約名義、お客さま番号、契約容量 等）
- エ その他（見取り図、契約設備写真等）

- ② 前項により作成された最新の街路灯データ報告及び納入を事業期間中に行うものとする。
- ③ 既設LED灯及びリース期間中に本市が新規設置したもの及び他部署等から移管又は寄附を受けたLED灯についても、街路灯管理システムの登録の対象とする。
- ④ その他
街路灯データ等の更新等詳細は、本市と別途協議を行うこと。

4) 灯具等の設置

- ① 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、LED化のメリットを最大限に享受できる計画の策定及び施工・施工監理を実施する。
- ② 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、近隣住民や交通に配慮した計画の策定及び施工・施工監理を実施する。
- ③ 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、作業者の安全に十分配慮した施工・施工監理を実施する。
- ④ 現地調査により作成された導入計画に基づき、工事計画書を速やかに作成し、本市と調整を図ること。
- ⑤ 既設灯具を取り外し、機器を設置すること。機器の設置工事時間、交通規制等の安全対策については、関係機関との協議により実施すること。
- ⑥ 機器の取付けが困難であるもの、あるいは疑義が生じるものについての確認を工事前に行い、市に報告するとともに、対応について事前に協議すること。
- ⑦ リース期間の開始日までに、機器等の情報及び本業務で得た現地の情報を、電子データ等に登録すること。
- ⑧ 事業者は、機器の設置が全て完了したときは、遅滞なく完成報告書及び街路灯管理システム更新データ等を本市に提出すること。

5) 管理プレートの設置

- ① 現場調査及び電力契約の照合等の結果により作成する街路灯データを基に、市名管理番号等を表記したプレートを設置する。管理番号は各灯具別で協議し、プレートは既設LED灯にも設置する。
- ② プレートの材質は、高分子系材料の場合は、紫外線などによる耐候性能について、JIS A 1415（1999年）での試験をクリアしていること。また、金属系の場合は、錆の発生が無いこと。
- ③ プレートの字は、経年による劣化が少なく、文字の視認が容易であること。

- ④ 管理銘板はステンレスバンドで地表2 m前後の位置に取り付ける。
 - ⑤ 単独柱等において、プレートの設置ができない場合などは、プレートの材質について、本市と別途協議を行い決定すること。
 - ⑥ プレートには下記が確認しやすいデザインとする。
 - (ア) 花巻市街路灯
 - (イ) 管理番号
 - (ウ) 緊急連絡先
- 6) 既設街路灯設備の撤去・リサイクル・廃棄処分
- ① 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、撤去工事の施工・施工監理を実施する。
 - ② 撤去した設備（灯具本体、グローブ、木柱、根巻コンクリート等）については、環境保護の観点から再利用を原則とし、撤去品を項目ごとにそれぞれリサイクルの具体的な方法についても報告を行う。ただし、撤去した安定器がPCBを含むものであった場合、その保管方法等について本市と協議を行い決定すること。
- 7) リース期間中の新設街路灯及び移管等により取得した街路灯の維持管理
- 事業者は、リース期間中における街路灯の新規設置は行わないものとし、本市が新規設置したもの及び他部署等から移管又は寄附を受けたLED灯については、維持管理等の対象とする。なお、本市等が新規に設置するLED灯については、10年間で街路灯100灯を想定している。
- 8) 本設備の維持管理・保証（無償修繕等）
- ① 事業者はリース期間中、設置した機器等が正常な状態で使用できるよう不具合対応を実施すること。また、既設LED灯及び本市が新規設置したもの及び他部署等から移管又は寄附を受けたLED灯についても保守対象に含めること。
 - ② 事業者は、不具合対応、修繕等が行われた場合、その結果について本市に報告すること。
 - ③ 事業者は、不点灯など不具合発生時の保守体制を確立すること。なお、補修等について適正かつ迅速な対応が必要となることから、市内電気工事業業者を選定し、活用すること。
 - ④ 事業者は、本市又は市民からの連絡受付体制を構築し、また本市又は市民からの通報により、本設備の修繕ないし灯具交換等を行う維持管理体制を構築する。なお、当該作業は通報を受けた日から起算して3日以内（土・日・祝日を除く）に初動対応を実施する。

ただし、緊急的な初動対応が必要な場合（倒壊した単独柱等が道をふさいでいる時など）は、速やかに対応作業を実施する。その際に生じる費用は、その損害の原因により、事業者又は本市が負担することとする。

ア 事業者が負担する場合

- ・本設備の製品としての不具合による故障。
- ・火災、落雷、取扱い不注意による破損、盗難、雪害、風害、いたずら、破壊行為、台風等による洪水・土砂崩れ等の水害、車両の接触・衝突等によって生じた損害。

イ 本市が負担する場合

- ・清掃、近隣樹木の伐採、除雪など本市の依頼による作業員の責による損害。
- ・地震、噴火及びこれらに起因する土砂崩れ等による損害。
- ・戦争、暴動、変乱による損害。
- ・その他、上記ア以外で、事業者の責に因らない損害。

⑤ 事業者は、本設備の修繕の実施結果は、速やかに本市に報告し、本設備の維持管理状況を6か月に1回本市に報告する。本市は維持管理が計画どおりでなく、又は不十分であると認められるときは、事業者に対して必要な措置を命ずる場合がある。

⑥ 不具合対応を実施した際には、不具合対応報告書を提出すること。

⑦ 事業者は、本設備について、自己の負担で動産総合保険に加入することとする。ただし、加入する種類、内容は本市と協議の上、定めるものとする。

9) その他の留意事項

- ① 本市が管理する単独柱等を本市が更新するときは、事業者と別途協議を行うこととする。
- ② 事業者は、本事業の履行に当たって知り得た個人情報や機器の設定情報など、市の機密事項について守秘義務を負うこと。
- ③ 本市から提供した資料については、本事業の履行及び終了後においても、機密保持のために十分な体制・設備により厳重に管理し、紛失や盗難等による情報漏えいを確実に防止すること。
- ④ 第三者へ資料の提供を行う場合は、本市の承認を得ること。
- ⑤ 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、若しくは規定していない要件が発生した場合は、本市と協議の上、対応を決定することとする。

(3) 本市と事業者との責任分担について

- 1) 提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災や運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、双方で別途協議を行うものとする。
- 2) 予想されるリスクと責任分担は、本事業の予想されるリスクと責任分担（以下「分担表」という。）によることとし、事業者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

本事業の予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスクの内容	負 担		
			本市	事業者	
共通	実施要領の誤り	実施要領の記載事項に重大な誤り	○		
	事業提案の誤り	事業の提案が達成できない場合		○	
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動による場合		○	
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	工事・維持管理における環境の確保		○	
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○	
	保 険	維持管理期間のリスクを保証する保険		○	
	事業の中止・延期	本市の指示		○	
		周辺住民等の反対による事業の中止・遅延		○	○
		設備導入に必要な許可等の遅延によるもの		○	○
事業者の事業放棄、破たんによるもの				○	
計画・設計段階	不可効力	天災などによる設計変更・中止・遅延 (詳細は契約書による。)	○	○	
	物 価	急激なインフレ・デフレ(設計費に対し影響があるもの)	○	○	
	設計変更	本市の指示条件・指示の不備によるもの	○		
		事業者の指示・判断によるもの		○	
資金調達	必要な資金の確保に関すること		○		
工事段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○	
	不可抗力	天災など設計変更・中止・延期	○	○	
	物 価	急激なインフレ・デフレ(設計費に対し影響があるもの)	○	○	
	用地の確保	資材置き場の確保		○	
	設計変更	本市の指示・判断によるもの		○	
		事業者の指示・判断によるもの			○
工事遅延・完成	本市の責による工事遅延・未完工による引き渡し遅延	○			

	リスクの種類	リスクの内容	負 担	
			本市	事業者
工 事 段 階	工事遅延・完成	事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡し遅延		○
	工事費増大	本市の指示、承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示、判断によるもの		○
	性能	要求仕様不適合		○
	一般的改善	引渡し前に工事目的物などに関して生じた損害		○
引渡し前に工事に起因し施設に生じた損害			○	
支 払	金 利	市中金利の変更		○
維 持 管 理 関 係	設計変更	本市の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	立入許可	必要な施設への立ち入りの許可が下りない場合の事業未遂行	○	
	維持管理費の上昇	設計変更以外の要因による維持管理費の増大		○
	本設備の損傷	本市の故意・過失又は施設に起因する本設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失による本設備の損傷		○
	施設損傷	事業者の故意・過失又は本設備に起因する施設・設備の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による施設・設備の損傷	○	○
	契約不適合責任	本設備に関する契約不適合責任		○
	不可抗力	火災・天災など不可抗力による本設備の損傷	○	○
	本設備の不良	本設備が所定の性能を達しない場合		○
光熱費単価	光熱費単価の変動	○		